

諮問第十号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長 鹿内 博

異議申立書（下水道使用8）

平成26年3月5日(水)

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川4丁目8番2号

氏 名 三国谷清一

年 齢 64歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成26年2月4日(火)付け平成25年度下水道使用料督促状(平成25年12月分)による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成26年2月5日(水)

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

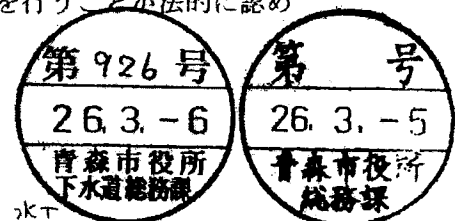
5. 異議申立ての理由

【平成25年12月分督促状】

5. 異議申立ての理由

異議申立人は、貴職に対し法治国家日本の公法人である青森市において法令遵守及び下水道使用者に対する法令に基づく平等取扱いを求めているものである。

地方自治法第231条の3第1項では、青森市公共下水道管理者たる鹿内市長は下水道使用料滞納者に対して督促をしなければならない旨規定している。具体的には下水道使用料に係る債権管理員たる中嶋下水道総務課長(以下「中嶋下水道総務課長」という。)は青森市財務規則第264条第1項の規定に基づき下水道使用料滞納者に対して納期限後20日以内に督促状を発行しなければならない。しかし中嶋下水道総務課長は異議申立人以外の下水道使用料滞納者に督促状の発行をしていない。もし仮に中嶋下水道総務課長の無知により督促状の発行を怠っているのであればそれはそれで致し方のないことかもしれないが、中嶋下水道総務課長は下水道使用料滞納者に対して督促状を発行すべきことを承知している。異議申立人の平成25年7月分下水道使用料に係る督促処分の取消しを求める異議申立に対する平成26年1月23日付け決定書(以下「平成25年7月分下水道使用料督促処分決定書」という。)の2頁に「また、水道利用者・下水道使用者が納入期限までに当該納入通知書によりその全部を納入しなかった場合、同局長は、原則として、「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を送付し、納入勧奨に努めているところである。」「水道料金を納入期限までに納付しなかった場合については、行政処分としての督促処分を行うことが法的に認め



られていないため、「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」は督促処分に当たらないものではあるが、水道料金と下水道使用料を同局長が一元的に請求しているという本市の事情を踏まえ、水道利用者・下水道利用者にとっては混乱の回避及び利便性の確保が図られること、また、市としては、水道料金・下水道使用料の一括した徴収管理に資することから、これまで当該措置を講じてきたものである。」「つまり、納入期限までに納入されない理由が「単なる納入忘れ」や「生活困窮者」、「死亡、居所不明、破産・倒産」といったものが太宗であり、その都度未納者に対して納入を勧奨する水道料金及び下水道使用料2種の通知書をそれぞれ発出することは、徒に水道利用者・下水道使用者を混乱させることとなるため、これを防ぐ観点、更には、事務の効率化及び費用対効果の観点から、便宜上、当該措置を講じているところである。」と記載されていることから、中嶋課長が確信的に異議申立人以外の下水道使用料滞納者に督促状を発行していないことは明らかである。貴職の、督促処分に当たらない「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を便宜上の措置として発行し、法律上の効果をもつ督促状を発行しない方針であるという主張は法令違反も甚だしい。異議申立人は、債権管理の一環として督促処分に当たらない「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を発行することについて異議を申し立てているのではない。法律で規定している督促状を発行すべきであるといっているのである。百歩譲って中嶋下水道総務課長が法律で規定されている督促状を意図的に発行しなくとも中嶋下水道総務課長に罰則の適用はないとしても、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例第2条第1項の規定にする督促状を発行しなければ、同条例第4条第1項の規定による延滞金を徴収できないものであり、この延滞金を徴収できないという不利益を青森市に与えていることは明らかであり、違法不当な不作為である。更にまた、中嶋下水道総務課長の不作為により下水道使用料滞納者から延滞金を徴収できなくなり青森市に不利益を与えたとしても、鹿内市長は頓着しないし中嶋下水道総務課長を処分する意志もないというのであれば、異議申立人からも延滞金の徴収を止めるべきである。下水道使用料滞納者からは延滞金を取りませんと宣言をするべきである。それが公平というものである。貴職は、「平成25年7月分下水道使用料督促処分決定書」3頁において「異議申立人からは、~略~請求枚数にして88枚、文書件数にして167件に及ぶ行政文書の開始請求」がされていると主張しているが、開示された行政文書のどこにも「青森市では督促処分に当たらない「水道料金・下水道使用料等納入通知書(督促)」を便宜上の措置として発行し、法律上の効果をもつ督促状を発行しない方針」を意志決定した起案はないし、中嶋下水道総務課長及び下水道総務課担当者から説明を受けたことは一度も無い。ついでにいえば、下水道総務課に開示請求している下水道使用料積算に関する行政文書、一市二制度に関する行政文書等々については開示請求をしてからかれこれ一年経つと思うが、未だ開示されていない。貴職は異議申立人がモンスター的に異常なまで執拗に大量の開示請求をし、行政の停滞を招いているが如く主張しているが、貴職及び貴職の部下職員の不適切な行政執行、例えば、地下水に係る不透明な下水道使用料単価、ひたすら隠し続ける下水道使用料の原価計算、実質的には企業局長に丸投げしている違法状態にある下水道使用料債権管理、等々の不正義が白日に晒されることを恐れてなのかは定かではないが、貴職が市民に約束し

ている「情報公開」を適切に行っていれば、異議申立人は苦勞の多い開示請求はしない。そしてまた、貴職及び貴職の部下職員は眞実からほど遠い言い訳をして異議申立人からの異議申立を棄却している。異議申立人に対してのみ督促状を発行して延滞金を徴収しようとするのは、法の下に平等であるべき下水道行政下において著しく不当である。更にまた、督促状を発行することなく恣意的に下水道使用料滞納金を不納欠損処分とするなど杜撰この上ない会計処理をして青森市に対して多大の損害を与え、結果青森市民に損害を与えている青森市職員を何らの懲戒処分することなく漫然と放置し、異議申立人にのみ義務の履行を迫るのは不当である。これらのことからしても、本件異議申立に係る督促処分は違法不当であり取り消されるべきものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して30日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第25条第1項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。